

## ひとり親家庭等「医療証」の切替えが必要です！

◆ 保険環境課 医療介護保険係

ひとり親家庭等医療を受給の方へ

現在、ひとり親家庭等医療を受給されている方のひとり親家庭等医療証は、平成23年10月1日以降使用できません。受給対象となる方で、引き続き受給される場合は、切替え手続きが必要です。現在受給されている方には、7月中に手続き案内を通知しています。

また、新たに受給対象となる方については、随時申請を受付けています。詳しくはお問合せください。

### 【切替期間】

8月1日～8月31日（土日を除く）

8時30分～17時15分

（※ただし、木曜日は19時まで受付）

**場所** 桂川町役場 1階 保険環境課  
医療介護保険係（6番窓口）

### 【持参するもの】

○健康保険証  
○印鑑

○児童扶養手当証書または公的年金証書（遺族年金等）※該当者のみ  
○戸籍謄本（桂川町に本籍がない方のみ）  
○養育費に関する申告書

○所得証明書等（平成23年1月2日以降転入された方のみ。所得、扶養人数及び控除額の記載のあるもの。）



### 『児童』

「母子家庭の母」または「父子家庭の父」に現に扶養されている18歳に達する日以降の年度末までの間にある児童

### 『父母のいない児童』

18歳に達する日以降の年度末までの間にある児童で、次の①～⑥に掲げる児童

- ①父母と死別した児童
- ②父母の生死が1年以上明らかでない児童
- ③父母から1年以上離棄されている児童
- ④父母が海外在留のため、1年以上その扶養を受けることができない児童
- ⑤父母が精神または身体の障がいにより労働能力を失っているため、その扶養を受けることができない児童
- ⑥父母が法令により引き続き1年以上拘禁されているためその扶養を受けることができない児童

### 【対象者】

『母または父』  
配偶者と死別または離別した人で、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻と同様の事情を含む）をしていない人、及びこれに準ずる①～⑥に掲げる人で、18歳に達する日以降の年度末までの間にある児童を監護している人

- ①配偶者の生死が1年以上明らかでない人
- ②配偶者から1年以上離棄されている人
- ③配偶者が海外在留のため、1年以上その扶養を受けることができない人
- ④配偶者が精神または身体の障がいにより労働能力を失っている人
- ⑤配偶者が法令により引き続き1年以上拘禁されているためその扶養を受けることができない人
- ⑥婚姻によらないで母または父となり、現に婚姻していない人

- 桂川町に住所がある人
- 医療保険に加入している人
- 生活保護等を受けていない人（中国残留邦人等の円滑な帰国を促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療支援給付を含む。）
- 本人または扶養義務者の所得が一定の額を超えていない人

### 問合先

保険環境課 医療介護保険係

☎ 095・1097